

## 6 解体工事業廃業等届出書

当該届出書は、解体工事業者として登録を受けている者が、以下のいずれかの事由に該当することとなった場合に提出してください。この届出は、廃業等があった日から30日以内に行ってください。

- ① 「住所」「氏名」の各欄は、以下に掲げる届出事由に対応した届出者の住所及び氏名を記載してください。
- ② 「登録番号」「登録年月日」の各欄は、登録通知書に基づいて記載してください。
- ③ 「商号、名称又は氏名」の欄は、廃業等をした解体工事業者について、法人である場合は法人名、個人である場合は本人の氏名（事業上自己を表すために実際に用いている商号又は名称があればそれを付すこと。）を記載してください。
- ④ 「廃業等をした日」の欄は、「廃業等の理由」の欄のいずれかの事由に該当するに至った実際の日付を記載してください。
- ⑤ 「廃業等の理由」の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
- ⑥ 「廃業等をした解体工事業者との関係」の欄は、廃業等の理由が「廃業」の場合は「本人」、「死亡」の場合は「相続人」、「合併」の場合は「元役員」、「破産手続開始の決定」の場合は「破産管財人」、「解散」の場合は「清算人」を○で囲んでください。

### ○廃業等の届出事由及び届出者

届出事由	届出者
① 解体工事業の廃止	解体工事業者本人【個人の場合】 代表する役員【法人の場合】
② 解体工事業者の死亡【個人の場合】	解体工事業者の相続人
③ 合併による消滅【法人の場合】	消滅法人を代表する役員であった者
④ 破産手続開始の決定による解散【法人の場合】	破産管財人
⑤ 合併・破産手続開始の決定以外の事由による解散【法人の場合】	清算人

※ 個人の解体工事業者が死亡した場合で、相続人が営業を継続して行おうとするときは、新たに解体工事業の登録を受ける必要があります。

※ 個人の解体工事業者が法人成りして引き続き解体工事業を行う場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として解体工事業の登録を受ける必要があります。